

楽しくお得に健康づくりをしませんか

日々の健康づくりで、ポイントが貯まります
健康になって特典も獲得しましょう

今年も
始まるよ



6月1日スタート

今だからこそ
自宅で運動
健康管理

対象 町内に在住の18歳以上の方（高校生除く）
参加方法 「記録用紙」または「スマートフォンアプリ」のいずれかで参加できます。
特典 記録用紙での参加特典と、アプリでの参加特典は異なりますのでご注意ください。

自分で目標を決めてポイント獲得 記録用紙で参加の方

わたしの健康ポイント
記録用紙を入手する

全戸配布の他、下記施設にも設置
【設置場所】

- ・役場
- ・中央公民館
- ・各地区コミセン
- ・スポーツクラブバンビィ

〈記録用紙の特典〉

▶ 健康づくりを
する

- ①目標を決める
- ②取り組む



▶ ポイントがたまったら
下記へ申請する

※令和4年3月1日まで

【申請先】

- ・健康増進係
- ・中央公民館
- ・各地区コミセン
- ・スポーツクラブバンビィ

▶ ふくしま健民カードと
記念品などを
差し上げます



ポイント	3,000P	6,000P	10,000P	20,000P	30,000P	50,000P	60,000P
健民カード	ノーマル	シルバー	ゴールド	プラチナ		ダイヤモンド	
特典	図書券 500円	エコパック+食器洗剤	しょう油スプレー	町の特産品①	町の特産品②	町の特産品③	お楽しみ

※県の応募ハガキによる特典もあります。

※ゴールドカード以上の方は、BMI 鶴沼球場にあるスポーツクラブバンビィでカードを提示すると、1人1回限り、ペットボトル（ミネラルウォーター 500ml）1本プレゼントします。

ミッション参加でポイント獲得 アプリで参加の方

各ストア

「ふくしま健民アプリ」で検索

iphone 端末 Android 端末



詳しくはホームページで！

ふくしま健民カード

ポイントがたまったら

ふくしま健民カード

が表示されます



〈アプリの特典〉お楽しみに

昨年度参加された方の
95.6%がまた参加したいと
回答しました

令和2年度アンケートより

参加者の声

- ・健康に対する興味が高まる
- ・継続してやることに意味がある
- ・多くの人との出会いがあり楽しい
- ・楽しんで健康になれる
- ・自分のがんばりも見えるし、ポイントになるのもいい
- ・皆に広めていってほしい

ふくしま健民カード 共通特典

県内の協力店（県内 1,600 店舗以上令和2年11月現在）にふくしま健民カードを提示すると、割引や特典などのサービスが受けられます。

空き家(空き地)の適正な管理をお願いします



お持ちの空き家は適正に管理されていますか

空き家は個人などの財産であるため、その所有者の方は適正な管理を行う責任があります。

空き家を良好に管理していれば問題はありませんが、空き家を放置することは、次のような地域全体の問題になる可能性があります。

道路に外壁やブロック塀が崩れたり、樹木がはみ出したりして、通行の妨げになる。

ごみを投棄されたり、放火による火災の恐れがある。

不審者に入られる恐れがある。

スズメバチ、ハエ、蚊などが発生したり、ネズミ、ハフビシンなどのすみかになる。

建物の倒壊や破損、落雪により、近隣住民や歩行者に被害を及ぼす恐れがある。

雑草や草木が生い茂り、地域の景観を悪化させる。



空き家を適切に管理するために

ポイント1 定期的な除草や庭木の枝払いを行いましょ。

ポイント2 建築物などの破損箇所を修理しましょ。

ポイント3 ブロック塀の定期的な点検をしましょ。(地震による倒壊などの未然防止)

ポイント4 ご近所とのお付き合いは大切です。遠方にお住まいの方、管理が困難な方などは、ご近所の方や自治会などに連絡先を伝えておしましょ。

ポイント5 業者やお知り合いの方に、空き家の管理をお願いしましょ。



法律に基づく町の対応
(平成27年5月空家等対策の推進に関する特別措置法)

実態調査、助言・指導

○空き家の実態調査を行い、条例に基づき助言や指導を行います。

特定空家などの認定

○実態調査の結果、倒壊の危険やその他周辺に悪影響を及ぼしている不適正な状態にある空き家を「特定空家等」と位置付けます。

助言・指導

○特定空家等の所有者に修繕、解体などの助言・指導を行います。

勧告

○助言・指導に従わない場合は、勧告を行うことがあります。勧告を受けた所有者は、固定資産税などの住宅用地特例が受けられなくなります。

命令

○勧告に従わない場合は、命令を行うことがあります。命令に従わなかった所有者は、50万円以下の過料に処せられます。

代執行

○命令に従わず、かつ、倒壊の危険性が極めて高い場合などは、町が所有者に代わり強制的に解体や修繕などを行うことができます。費用は所有者などに請求します。



空き家の適正な管理は、所有者の責務です

空き家の管理を怠ってしまうことで、近隣の方に迷惑がかかることがあります。万が一、事故などが発生し、近隣の建築物や他人に被害を与えてしまった場合は、所有者の他に、相続人や相続放棄している方であっても責任を問われ、損害賠償を求められる場合があります。

特に、相続放棄したからと関心をなくす方も多いと思いますが、次の相続人が財産の管理を始めることができるまで、管理責任がなくなるわけではありませんので注意が必要です。

●民法940条 相続の放棄をした者は、その相続によって相続人になった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

不動産の処分に困った場合は、簡単に相続放棄を選択するのではなく、次の点を考慮して相続するかどうかを決めることをお勧めします。

- ①相続した場合の維持に係る費用（固定資産税や修繕など）
- ②相続放棄しても継続される管理に係る費用（修繕や除草など）
- ③相続財産管理人の選任に要する費用（経費や報酬などの家庭裁判所に収める予納金）

※相続放棄の手続きは家庭裁判所に申述する期間が決められているため、注意が必要です。

ご案内

会津坂下町『空き家バンク』へご登録ください！

町では、空き家を「売りたい・貸したい方」と「買いたい・借りたい方」をつなぐ「空き家バンク」を運用しています。物件の情報は町ホームページをはじめ、空き家を取り扱う様々なサイトに掲載し、物件情報をお知らせしています。

町内には300軒を超える空き家が確認されています。移住希望者の住まいとしても注目されている利活用可能な空き家は、見方を変えれば、優良な地域資源の一つです。

しかし、空き家は、適正な管理がされていない場合、3年で動物が侵入し、5年で草が家の中まで入り込むとも言われており、空き家の状態が数年経ってから空き家バンクへの登録申請をいただいても、利活用が難しく登録できない場合もあります。老朽化が進み、危険な空き家となる前に、ぜひ都市土木班までご相談ください。

会津坂下町 空き家バンク [検索](#)

ご利用ください！シルバー人材センター 『空き家管理サポート』

センターでは、空き家などの管理にお困りの方のために、ご依頼により点検・確認結果を報告するなどのサポートを行っています。

作業内容について

- ・屋外からの家屋の破損などの目視確認
- ・家屋敷地内の雑草や庭木などの状況確認
- ・防犯確認・郵便受けの状態確認（転送可・実費請求）
- ・チェックシート・報告書の作成、郵送

オプションについて

- ※1時間あたりの単価（消費税・事務手数料込み）
- ・機械草刈：1,364円～（燃料費込み、処分料別途）
- ・除雪作業：1,276円～（屋根の雪下ろしは不可）

問（公社）会津坂下地方広域シルバー人材センター

☎83-0199 Fax：83-0221 Eメール：bange-sc@triton.ocn.ne.jp

1回の点検作業につき、

基本料金

2,000円

（消費税・事務手数料込み）

他にも様々なオプションがありますので、お気軽にご相談ください。

安全に暮らすために 自宅の耐震性能を 調べてみませんか？



Point わずかな自己負担で、自宅（木造住宅）の耐震性能を確認できます！

近年多発する大地震により、多数の家屋が倒壊し被災しています。

町は、そのような状況を少しでも減らすために、耐震診断事業を行っており、住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進しています。



そこで!!

令和4年度（来年度）に実施する

『会津坂下町木造住宅耐震診断者派遣事業』

診断希望者を募集します。

1. 対象住宅

町内にある木造住宅で、次に掲げる要件全てに該当するものとします。

- ① 町内に住所を有する所有者が自ら居住する住宅（所有者が町税などを滞納していないこと）
- ② 昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- ④ 過去に耐震診断などを受けていない住宅

2. 実施時期および費用

実施時期：令和4年度中に実施します。日程については、申請者と相談のうえ決定します。

診断費用：耐震診断に係る費用の一部として7,500円を申請者に負担していただきます。

※この額を超える費用は国・県・町が負担します。

3. 予約受付期間・受付方法

受付期間：6月1日(火)～10月29日(金)

予約方法：役場2階 建設課 都市土木班にて、「予約受付票」へ必要事項の記入をお願いします。

受付の際は、自宅の建設年次や工法の確認、延べ面積などをご記入いただきます。

交通事故などによるケガや病気は、必ず届け出を！

交通事故などによるケガや病気で医療機関を受診する場合に国保の保険証を使用して医療を受けることもできます。国保の保険証を使用した場合、届け出の義務がありますので、すみやかに国保の窓口まで届け出てください。

届け出の必要のあるケガや病気とは

⇒他人の行動が原因となったケガや病気です！！

お互いに過失がある場合、相手が親族や不明である場合も該当します。

【対象となる主な例】

- ①交通事故
- ②スポーツ中の事故（相手の行為によりけがをした場合）
- ③飲食店などでの食中毒
- ④他人のペットに噛まれたことによるケガ
- ⑤暴力、けんかにより発生したケガ・病気



ただし、通勤中や工作中的の事故によるケガは、
国保の保険証は使用できません！（労働保険の対象です。）

【ご注意ください】

- ①他人の行動が原因となってケガをしたり、病気になった場合は、『第三者行為によるケガ（病気）で受診します』と必ず病院の窓口で伝えてください。
- ②相手方との示談が成立していたり、相手から治療費を受け取ると保険証を利用することはできません。示談の前に国保の窓口へご相談ください。
- ③相手の氏名や連絡先・勤務先などを確認し、交通事故の場合は警察にも届け出ましょう。（警察署からの交通事故証明が必要となります。）

令和3年度国保税の最初の納期は、7月末となっています。

納付書は7月中旬に発送を予定しています。

納め忘れの無いように、早めに納付しましょう。

（未納がある場合には、各種サービスが受けられなくなったり、窓口での負担が大きくなる場合があります。）

会津坂下町長選挙

投票日

6月6日(日)

投票時間

午前7時～午後7時

期日前投票をご利用ください

投票日当日に、仕事、用事、入院などのため投票所へ行けない人は、期日前投票をすることができます。棄権しないで投票しましょう！

期日前投票所は
『中央公民館』です。
お間違えのないようにお願いします。

期日前投票所の詳細

場所	会津坂下町 中央公民館
期間	6月2日(水)～ 6月5日(土)
時間	午前8時30分～ 午後8時00分

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

各投票所における対策

- ・各投票所に消毒液を設置します。
- ・投票所の換気や記載台などのこまめな消毒を行います。
- ・事務従事者（職員）および投票管理者、立会人はマスクを着用して事務従事にあたります。
- ・事務従事者の前に、飛沫飛散防止のためのパーテーション（ビニールシート）を設置します。



ご協力をお願い

- ・投票に来られる場合は、マスクの着用および消毒液による手指の消毒をお願いします。
- ・投票されない方の入室は出来るだけご遠慮ください。
※補助が必要な方、目が離せないお子様などは入室いただいて構いません。
- ・開票所で参観される方についても、マスクの着用や手指の消毒などのご協力をお願いします。